

投資家の皆様へ

大和アセットマネジメント株式会社

運用管理費用（信託報酬）変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記のファンドにつきまして、信託約款に基づき適用される運用管理費用（信託報酬）の変更が生じますので、お知らせ申し上げます。

今後とも弊社商品をご愛顧いただけますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド

回次コード	ファンド名
3067	ダイワ日本国債ファンド（毎月分配型）

2. 変更内容および理由

2026年1月13日の新発10年国債の利回り（日本相互証券株式会社発表の終値）は、2.160%でした。

このため、今回適用される運用管理費用（年率）は、純資産総額に対して以下の通り（太枠網掛け）に変更となります。運用管理費用の詳細は、投資信託説明書（交付目論見書）をご参照ください。

新発10年国債の利回り	合計（税抜）	委託会社		
		販売会社	受託会社	
1%未満の場合	0.18%	0.075%	0.075%	0.03%
1%以上2%未満の場合	0.3%	0.11%	0.16%	0.03%
2%以上3%未満の場合	0.4% (税込0.44%)	0.15%	0.22%	0.03%
3%以上4%未満の場合	0.5%	0.19%	0.27%	0.04%
4%以上5%未満の場合	0.6%	0.23%	0.33%	0.04%
5%以上の場合	0.7%	0.27%	0.38%	0.05%

3. 変更適用日

2026年1月14日

以上

《ファンドの目的・特色》

ファンドの目的

- ・わが国の国債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

- ・わが国の国債に投資し、残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。
- ・毎月 10 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

《投資リスク》

●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

公社債の価格変動 (価格変動リスク・信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
その他	解約資金を手当てるため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

《ファンドの費用》

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 1.1% (税抜 1.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容												
運用管理費用 (信託報酬)	年率0.77% (税抜0.7%)以内	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。												
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。												
販売会社		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。												
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。												
		<p>前記の運用管理費用(年率)は、毎期、前計算期間終了日における新発10年国債の利回り(日本相互証券株式会社発表の終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。</p> <p>新発10年国債の利回りが</p> <table> <tbody> <tr> <td>イ. 1%未満の場合</td> <td>年率0.198% (税抜0.18%)</td> </tr> <tr> <td>ロ. 1%以上2%未満の場合</td> <td>年率0.33% (税抜0.3%)</td> </tr> <tr> <td>ハ. 2%以上3%未満の場合</td> <td>年率0.44% (税抜0.4%)</td> </tr> <tr> <td>ニ. 3%以上4%未満の場合</td> <td>年率0.55% (税抜0.5%)</td> </tr> <tr> <td>ホ. 4%以上5%未満の場合</td> <td>年率0.66% (税抜0.6%)</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 5%以上の場合</td> <td>年率0.77% (税抜0.7%)</td> </tr> </tbody> </table>	イ. 1%未満の場合	年率0.198% (税抜0.18%)	ロ. 1%以上2%未満の場合	年率0.33% (税抜0.3%)	ハ. 2%以上3%未満の場合	年率0.44% (税抜0.4%)	ニ. 3%以上4%未満の場合	年率0.55% (税抜0.5%)	ホ. 4%以上5%未満の場合	年率0.66% (税抜0.6%)	ヘ. 5%以上の場合	年率0.77% (税抜0.7%)
イ. 1%未満の場合	年率0.198% (税抜0.18%)													
ロ. 1%以上2%未満の場合	年率0.33% (税抜0.3%)													
ハ. 2%以上3%未満の場合	年率0.44% (税抜0.4%)													
ニ. 3%以上4%未満の場合	年率0.55% (税抜0.5%)													
ホ. 4%以上5%未満の場合	年率0.66% (税抜0.6%)													
ヘ. 5%以上の場合	年率0.77% (税抜0.7%)													
<運用管理費用の配分> (税抜)(注1)	委託会社	販売会社	受託会社											
前イ.の場合	年率0.075%	年率0.075%	年率0.03%											
前ロ.の場合	年率0.11%	年率0.16%	年率0.03%											
前ハ.の場合	年率0.15%	年率0.22%	年率0.03%											
前ニ.の場合	年率0.19%	年率0.27%	年率0.04%											
前ホ.の場合	年率0.23%	年率0.33%	年率0.04%											
前ヘ.の場合	年率0.27%	年率0.38%	年率0.05%											
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。												

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※ 運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※ 手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《お申込みメモ》

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額（1 万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額（1 万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 4 営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後 3 時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が 30 億口を下すこととなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 12 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合せ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

《収益分配金に関する留意事項》

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

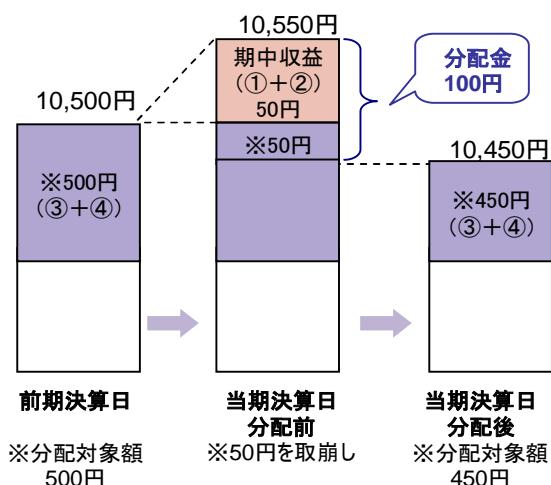
投資信託で分配金が支払われるイメージ



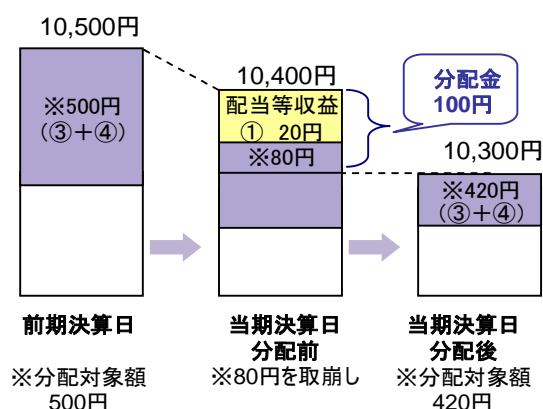
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



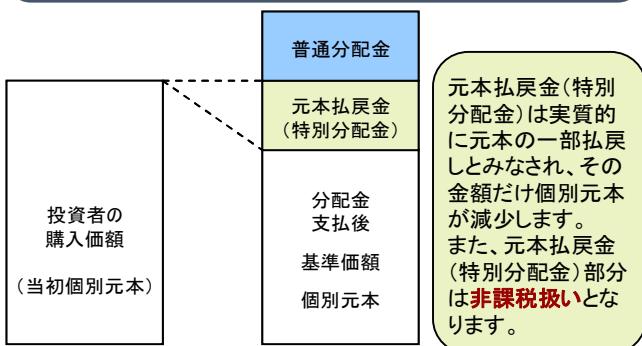
前期決算日から基準価額が下落した場合



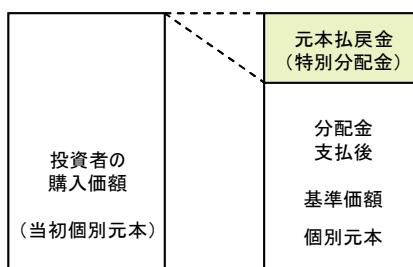
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

- ▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00)
- 当社ホームページ
- ▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会 一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ダイワ日本国債ファンド（毎月分配型）

販売会社名（業態別、50音順） (金融商品取引業者名)	登録番号	加入協会			
		日本証券業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社あいち銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第12号	○	○	
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○	○	
株式会社青森みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○		
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○	○	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○		
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○	○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○	○	
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	○		
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○		
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○	○	
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第14号	○		
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第35号	○		
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○		
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第52号	○		
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社京都銀行 (委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○	○	
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○	○	
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○		
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第8号	○		
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○	○	
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○		
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○	○	
株式会社静岡中央銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第15号	○		
株式会社莊内銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第6号	○		
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○		
全国信用協同組合連合会	登録金融機関	関東財務局長(登金)第300号			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○	○	○
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第61号	○		
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○	○	
株式会社大東銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第17号	○		
株式会社筑邦銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第5号	○		
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○	○	
株式会社中国銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第2号	○	○	
株式会社東北銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第8号	○		
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	○		
株式会社徳島大正銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第10号	○		

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

ダイワ日本国債ファンド（毎月分配型）

販売会社名（業態別、50音順） (金融商品取引業者名)	登録番号	加入協会			
		日本証券業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社栃木銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第57号	○		
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第7号	○		
株式会社長崎銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第11号	○		
株式会社八十二長野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○	○	
株式会社東日本銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第52号	○		
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○	○	
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第18号	○		
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○	○	
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第10号	○		
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	○	○	
株式会社北洋銀行 (委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社)	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	○	○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○	○	
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○	○	○
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第10号	○		
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○		
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○		
株式会社UI銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)(オンライン サービス専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第673号	○		
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○	○	
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○	○	○
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○		○
安藤証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第1号	○		
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○		
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○		○
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○		
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第392号	○		
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○		○
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3198号	○		
寿証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第7号	○		
Jトラストグローバル証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○		○
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第8号	○		
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○		
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○		○
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○		
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	○		
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○		○
中原証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第126号	○		

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

ダイワ日本国債ファンド（毎月分配型）

販売会社名（業態別、50音順） (金融商品取引業者名)	登録番号	加入協会			
		日本証券業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○		
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○		
ニュース証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第138号	○		○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○		
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○		
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○		
北洋証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○	
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○		
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○		○
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	○		○
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○		○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○		

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。